

社会福祉法人上伊那福祉協会役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、役員等の報酬に関する事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 理事・監事・評議員・評議員選任解任委員の実業務に対して役員等報酬を支給するものとする。

(支給額)

第3条 常勤の理事・評議員選任解任委員については、法人内の役職の給与に加えて、また、非常勤理事・監事・評議員・非常勤評議員選任解任委員については役員等報酬のみを別紙1により支給するものとする。なお、常勤理事については、給与の算定に役員等報酬を含めるものとする。また、常勤の理事・評議員選任解任委員については職員の通勤費を適用し、非常勤理事・監事・評議員・非常勤評議員選任解任委員については役員等報酬に、交通費を含むものとする。

(出 張)

第4条 役員等が出張する場合は、第3条による役員等報酬の他に、常勤の評議員選任解任委員を除き、出張旅費として上伊那福祉協会旅費規程別表の役員等欄の額を適用するものとする。

(支給日)

第5条 役員等報酬は、給与規程に規定する給与支払日に支払うものとする。

(改 正)

第6条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから改正するものとする。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。